

市県民税、国民健康保険税の減免について

所有する住宅または家財の損害の程度が10分の3以上(床上1.0m以上の浸水)で、合計所得金額が1,000万円以下の方は、減免の対象となります。

※減免の対象となる方には案内を郵送します。



▲国民健康保険税について

問合せ **市 県 民 税 について** **市民税課 (2階)** ☎(20)1577 FAX(20)1609
国民健康保険税について **国保年金課 (2階)** ☎(20)1503 FAX(20)1600

固定資産税・都市計画税の減免について

所有する土地、家屋、償却資産に被害を受けられた方について、損害の程度に応じて令和8年度固定資産税・都市計画税の第3期と第4期分の税額を減免します。

固定資産の種類	損害の程度
土地	土地面積の10分の2以上
家屋	家屋の価値の10分の2以上
償却資産	資産価値の総額の10分の2以上

【市が被害調査に伺っている方は、減免の申請は不要です】

市の被害調査により、減免の対象となる被害が確認できる場合は、減免申請書を提出する必要はありません。市が損害の程度に基づき、減免額を決定します。

なお、減免の対象となる税額をすでに納付している場合は、減免後の税額との差額を還付または未納の市税に充当します。※損害の程度や固定資産の種類によって、減免の対象や割合が異なります。

【次の場合は、減免の申請が必要です】

- ・土地、家屋、償却資産の被害について、市の調査が行われていない
- ・固定資産税が課税されている償却資産を修繕した など

◆申請期限 11月30日⑥

◆必要書類等 減免申請書、損害の程度が分かる写真、償却資産の修繕費の明細書 など

問合せ **資産税課 (2階)** ☎(20)1579 FAX(20)1609

後期高齢者医療保険料および一部負担金の減免等について

所有する住宅または家財の損害程度が10分の2以上(床上0.1m以上の浸水)で、令和7年中の総所得金額等の合計が1,000万円以下の方は、保険料の減免を受けられる場合があります。※減免の対象となる可能性のある方には案内を郵送します。一部負担金についても減免等を受けられる場合があります。



国民年金保険料の免除について

被保険者が所有する住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた場合、国民年金保険料が免除となる場合があります。



問合せ **国保年金課 (2階)** ☎(20)1503 FAX(20)1600

介護保険料の減免について

所有する住宅または家財の損害程度が10分の3以上(床上1.0m以上の浸水)で、世帯の令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下の方は、介護保険料が減免の対象となる場合があります。※減免の対象となる方には案内を郵送します。



問合せ **高齢者支援課 (2階)** ☎(20)1572 FAX(20)1610

茂原市災害見舞金について

住家に重大な被害を受けられた市民の方に「災害見舞金」を支給します。

◆対象 市内に住所を有し、住家が「全壊」、「半壊」、「床上浸水」の被害を受けた「世帯主」※家屋の被害調査を行った後、対象となる方には順次案内を郵送します。

災害援護資金の貸付について

住家の全壊、半壊、家財の3分の1以上の被害、世帯主の負傷(療養期間おおむね1カ月以上)があった方は、資金の貸付制度を利用できる場合があります。※所得制限あり



問合せ **社会福祉課 (2階)** ☎(20)1571 FAX(20)1610

くみ取り式便所のし尿くみ取りに対する助成について

住宅便槽(くみ取り式)の浸水被害にあった世帯に対し、初回のくみ取り経費を助成します。

問合せ **環境保全課 (6階)** ☎(20)1504 FAX(20)1604

被災中小企業・小規模事業者支援措置について

問合せ **商工観光課 (6階)** ☎(20)1528 FAX(20)1604

